

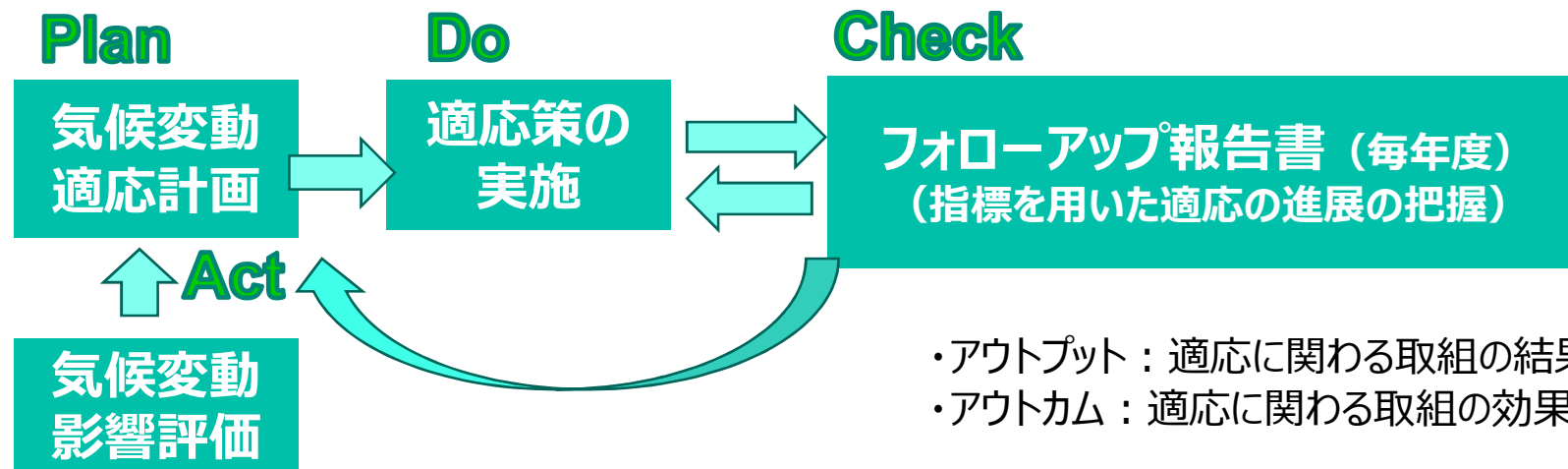
---

# 第 2 次気候変動適応計画における PDCA手法について

---

# 気候変動適応計画の現行のPDCA枠組みと課題

## ○現行のPDCA枠組み



- ・アウトプット：適応に関わる取組の結果（プロセスを含む）
- ・アウトカム：適応に関わる取組の効果

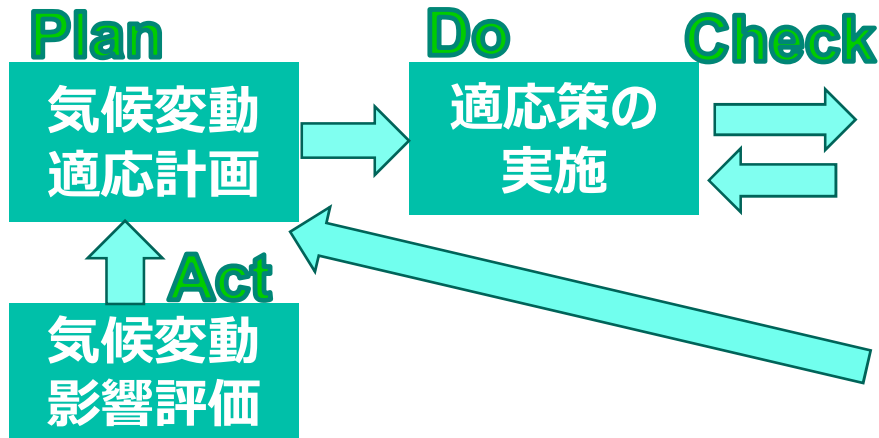
## 課題

- ・現状のフォローアップでは、多様な指標が多数混在、数値の増減等をどう評価するか不明な指標もあり、施策の進捗を確認することが困難。
- ・アウトプット指標では、事業の進捗は評価できるが、気候変動リスクを低減できているかの評価は難しい。
- ・アウトカムだけに着目した指標では、外力の変動の考慮が不十分な場合がある。
- ・短期的なプロセスの進展と長期的なリスク低減の両面を評価する必要がある。

## 今後の方針案

- ・各施策群で、目標や効果につながる施策の達成度合いを可能な限り定量的に測定するための重点的な指標としてKPI（Key Performance Indicator：対策評価指標）を設定し、**毎年度のフォローアップ報告書でKPIにより適応策の短期的な進展を確認。**
- ・併せて、**2～3年に一度、影響評価等の結果も用いて、外力の変動も考慮し、詳細な適応策の進捗状況の把握・評価報告書を作成し、長期的な気候変動リスクの状況を評価。**

# 第二次気候変動適応計画でのPDCA枠組み案



**フォローアップ報告書 (毎年度)**

- ・KPIを選定し、短期的な事業の進捗を把握
- ・幅広にアウトプット、アウトカム指標を蓄積

**適応策進展の把握・評価報告書 (2~3年に一度)**

- ・上記で蓄積した指標や影響評価等から、外力の変動も考慮し、長期的な適応進展と気候変動リスクの状況を総合的に評価

## 【具体的な進め方イメージ】

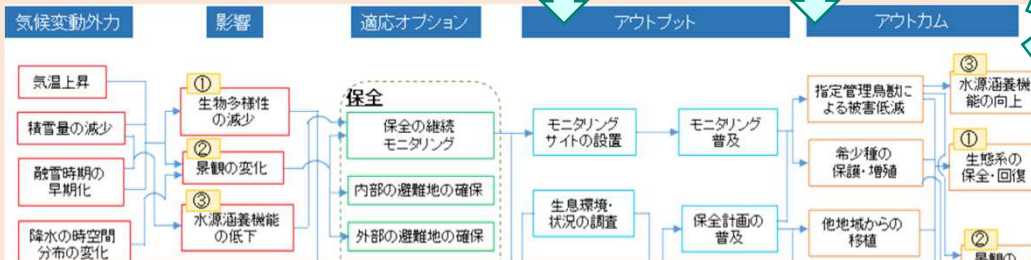
○これまでのフォローアップでの指標 + 海外、自治体等で使用されている指標から指標候補リストを作成。

分野	適応策	指標候補	指標の性質	...
自然生態系 (陸域生態系)	指定管理鳥獣捕獲等事業	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(北海道を除く全国)	影響	...
	モニタリングサイト1000事業	調査実施サイト数	脆弱性・曝露	...
	...	...	...	...

- フォローアップ報告書で使用するKPIは、アウトプット指標の中から、各施策群で重点的に確認する指標として一定の基準を参考に選定。KPIを用い、毎年度、短期的な適応策の進展を確認。
- 次計画からの新たな施策に関する指標については、上記の基準を参考に各省庁と協議。

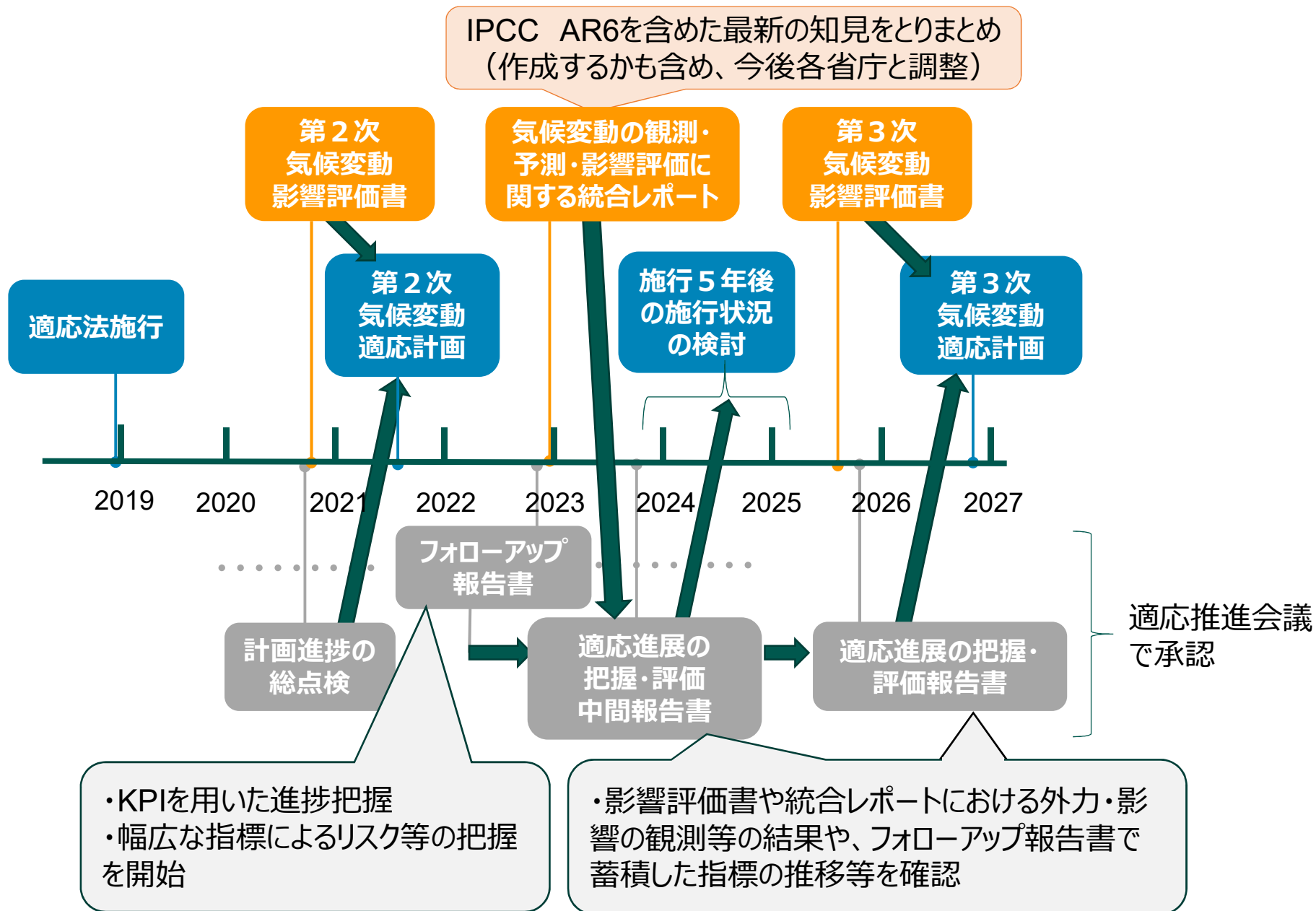
○「適応オプション」「アウトプット」「アウトカム」の関連図を作成。

○リストから「アウトプット」「アウトカム」に該当する指標を選定

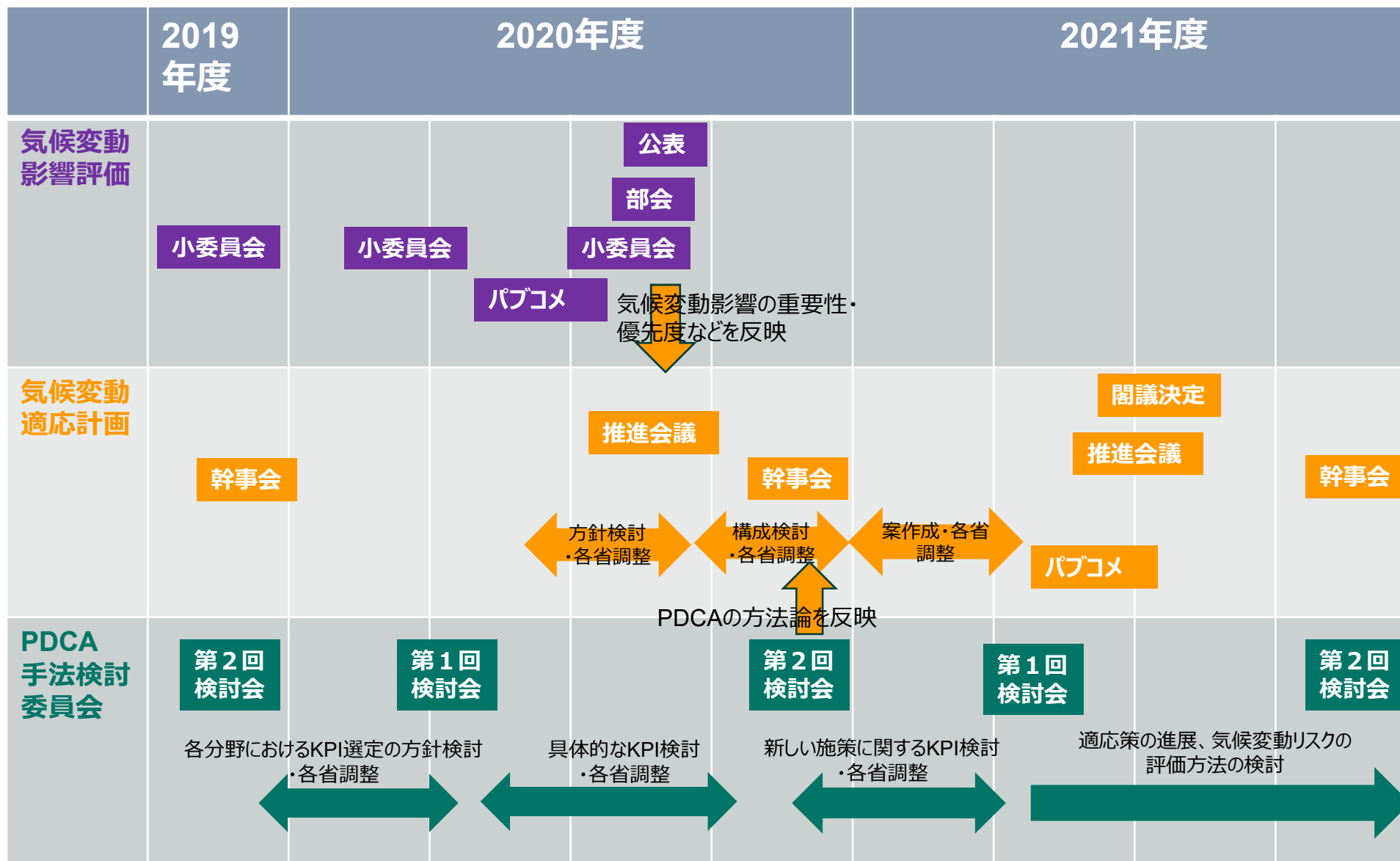


- 適応策進展の把握・評価報告書では、フォローアップ報告書で蓄積したアウトプット、アウトカムの両者を確認。
- 幅広いアウトプット指標の推移により、詳細な適応策の進展状況を確認。(必要に応じKPI選定の見直しにも活用)
- 幅広いアウトカム指標の推移により、気候変動リスクの状況を確認する。ただし、たとえば熱中症による緊急搬送者の増加数を評価する際には、影響評価書等を参照し、極端な高温傾向などの外力の変動も考慮。

# 気候変動適応計画のPDCAの進め方案



# 気候変動適応計画改定に向けたスケジュール案



基本的には、環境省（事務局）で案作成⇒委員等ヒアリング⇒各省調整⇒委員会の流れで検討を進める

# (参考) 気候変動適応法と附帯決議 (1)

## ○気候変動適応法

### (気候変動適応計画の策定)

第七条 政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画（以下「気候変動適応計画」という。）を定めなければならない。

2 気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(略)

3 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、気候変動適応計画を公表しなければならない。

### (気候変動適応計画の変更)

第八条 政府は、最新の第十条第一項に規定する気候変動影響の総合的な評価その他の事情を勘案して、気候変動適応計画について検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに、これを変更しなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規定は、気候変動適応計画の変更について準用する。

### (評価手法等の開発)

第九条 政府は、前条第一項の規定による検討に資するため、気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をよりの確に把握し、及び評価する手法を開発するよう努めるものとする。

### (気候変動影響の評価)

第十条 環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。ただし、科学的知見の充実その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を経過しない時においても、これを行うことができる。

2 前項の報告書を作成しようとするときは、環境大臣は、あらかじめ、その案を作成し、関係行政機関の長と協議しなければならない。

# (参考) 気候変動適応法と附帯決議 (2)



## ○気候変動適応法 附 則

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## ○気候変動適応法案に対する附帯決議 (平成30年5月18日衆議院環境委員会)

三 気候変動の影響のあらわれ方は、人口、都市・産業構造、気候風土等の影響を受ける側の社会の様態によって大きく異なると考えられることから、気候変動の影響に対する脆弱性や曝露を評価するための指標や手法の開発に当たっては、地域の実情に応じた気候変動適応の推進の重要性に十分留意しつつ進めること。

## ○気候変動適応法案に対する附帯決議 (平成30年6月5日参議院環境委員会)

四、気候変動の影響の現れ方は、人口、都市・産業構造、気候風土等の影響を受ける側の社会の様態によって大きく異なると考えられることから、気候変動の影響に対する脆弱性や曝露を評価するための指標や手法の開発に当たっては、地域の実情に応じ、生態系に配慮した気候変動適応の推進の重要性に十分留意しつつ進めること。

六、適応策の効率的かつ効果的な実施を確保するため、諸外国の知見等を踏まえ、第九条の評価手法等の開発を早急に進めるとともに、それぞれの適応策の必要性、代替可能性、費用対効果等について市民等にも開かれた評価の場を構築することを検討すること。